

「ケアプラン点検業務委託に係る提案競技」
に関する質問と回答

令和7年7月25日

項番	質問		回答
	項目	内容	
1	提案限度価格（予算額）について	「ケアプラン点検業務委託」に係る提案競技の「5 提案限度価格」及び同実施要項の「1（4）予算額」で2,865,060円と記載がありますが、この金額は、令和7年度実施予定の50件分として、考えています。 しかし、実施要綱「1（2）履行期間」の記載によると、令和8年度以降の契約について「履行状況が良好であった場合、当該年度の予算措置額を上限として、当該契約の相手方と特命随意契約を行う。」とあり、「令和8年度以降の見込み件数は年間200件程度とする。」とあります。 これは、下記の通り、点検件数は50件でも200件でも予算額（2,865,060円）は同じと解釈して良いですか？ ・令和7年度：件数は50件で、2,865,060円以内 ・令和8年度：件数は200件で、同じく2,865,060円以内 ・令和9年度：件数は200件で、同じく2,865,060円以内 弊社で、点検総数50件と200件の見積もりを積算したところ、1件当たりの単価に大きな差が生じました。 そこで、お尋ねです。令和7年度に提出した見積単価で令和8年度以降も契約することになるのですか？それとも、令和8年度は、あらためて見積単価を提出することになるのでしょうか？	予算額2,865,060円は令和7年度のケアプラン点検50件の上限額であり、8年度以降の予算額はあらためて算出する予定です。 年度ごとの契約手続きとなることから、8年度以降の委託については、年度ごとに改めてお見積りをご提出いただき、契約を行います。
2	基本仕様書（案）「6 ケアプラン点検に要する期間」について	基本仕様書（案）「6 ケアプラン点検に要する期間」について、発注者から一覧を受領して3か月以内に業務を終えること。と記載がありますが、令和8年度以降について、200件を一括して点検するのではなく、月ごとに20件から30件程度でケアプラン点検を実施する一覧表を提出いただくよう、協議させていただく余地はあるのでしょうか？	本事業については、履行開始日から12月末までの間に、おおむね毎月、一覧表を受注者にお渡しすることを想定しています。月ごとの件数については、原則として発注者の指定に沿っていただきますが、協議の余地はございます。
3	提案項目配点表の内容について	1.業務遂行体制及び3.ヒアリング及び結果通知の欄に、福岡市内の地域資源等の把握について記載がありますが、地域資源等に該当するものについて、主にどのようなカテゴリーのものを想定されてあるのか（限定的な想定、広義的な想定であるかを含む）ご教示お願い致します。	地域資源は、広義的に、ケアプランを作成するにあたり必要な「地域にある高齢者の生活を支えるあらゆる資源」を指しています。